

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第 2 7 6 号)

平成 1 5 年 9 月 2 9 日

横情審答申第276号

平成15年9月29日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年9月3日緑政西公第87号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「茅ヶ崎南かきのき公園愛護会会員名簿（平成12年度）」の非開示
決定及び「茅ヶ崎南かきのき公園 公園愛護会新役員名簿」の一部開
示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「茅ヶ崎南かきのき公園愛護会会員名簿（平成12年度）」を非開示とした決定及び「茅ヶ崎南かきのき公園 公園愛護会新役員名簿」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「茅ヶ崎南かきのき公園愛護会会員名簿（平成12年度）」（以下「文書1」という。）及び「茅ヶ崎南かきのき公園 公園愛護会新役員名簿」（以下「文書2」という。以下文書1及び文書2を総称して「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年7月31日付で行った文書1の非開示決定及び文書2の一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示及び一部開示理由説明要旨

文書1は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に規定する「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当するため非開示としたものであり、文書2は、条例第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第10条第2項の該当性について

文書1については、横浜市公園愛護会事務取扱要綱（平成12年4月1日施行、以下「愛護会要綱」という。）に提出の規定がないため、公園愛護会会長より提出を受けおらず、本市は保有していないため、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書2については、愛護会要綱において提出が義務付けられているものではなく、業務執行の参考とするため任意で提出を依頼したものである。

文書2のうち、公園愛護会会長の住所・電話番号・所属自治会等名、会長以外の役員の氏名・ふりがな・住所・電話番号・所属自治会等名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の非開示及び一部開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示及び一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 文書1の非開示処分の取消を求める。
- (2) 文書2のうち、公園愛護会会長の住所・電話番号・所属自治会等名、会長以外の役員の氏名・ふりがな・所属自治会等名の開示を求める。
- (3) 文書1は、愛護会自体の存在を明らかにするために必要な情報である。市は会員名簿を愛護会から提出させる義務があり、不存在による非開示は不当である。
- (4) 文書2のうち、公園愛護会会長の住所・電話番号・所属自治会等名、会長以外の役員の氏名・ふりがな・所属自治会等名は、愛護会自体の存在を明らかにするために必要な情報である。
- (5) 会長の住所及び電話番号については、その地域住民として当然知る権利のある情報である。
- (6) かきのき公園について、地域住民には、全く知らされない。地元自治会も、緑政局も明確な回答をしない。
- (7) 公園愛護会も存在しないようである。市から支払われる管理費も用途がはっきりしない。市に対し、詳細な回答を求める。

5 審査会の判断

(1) 公園愛護会に係る事業について

公園愛護会に係る事業は、公園が清潔で安全かつ楽しく利用できるように清掃・除草等を自発的に行う団体を育成し、もって公園愛護精神の高揚を図ることを目的とするもので、愛護会要綱に基づき実施されている。

なお、愛護会要綱では、公園愛護会の会員名簿の提出については規定されていない。

(2) 本件申立文書について

文書1は、茅ヶ崎南かきのき公園愛護会会員名簿の平成12年度分である。

文書2は、茅ヶ崎南かきのき公園の公園愛護会新役員名簿の平成13年度分である。

(3) 文書1の不存在について

ア 実施機関は、文書1については、公園愛護会会長より提出を受けておらず、保有していないと主張している。

そこで、当審査会では、文書1の不存在について検証するため、平成15年6月27日に実施機関に対して事情聴取を行った。

イ それによると、実施機関は、文書 1 については、愛護会要綱に提出する規定がなく、事務上も必要としていないため、公園愛護会会長より提出を受けておらず、保有していないとしている。

ウ 当審査会としては、上記イの実施機関の主張に不合理な点は認められなかった。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 2 のうち、公園愛護会会長の住所・電話番号・所属自治会等名、会長以外の役員の氏名・ふりがな・住所・電話番号・所属自治会等名について本号に該当するとして非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 文書 2 のうち、公園愛護会会長及び会長以外の役員の、氏名・ふりがな・住所・電話番号・所属自治会等名は、いずれも、個人としての生活や社会的活動等、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

ただし、公園愛護会会長の氏名（ふりがなを含む）については、本号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として開示しているものである。

エ なお、上記ウで本号本文に該当するとした情報（会長の氏名及びふりがなを除く）については、いずれも本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、文書 1 は存在しないとして条例第 10 条第 2 項の規定により非開示とした決定及び、文書 2 は条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するため一部を非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年9月3日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年9月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年9月27日 (第279回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年6月13日 (第13回第二部会)	・審議
平成15年6月27日 (第14回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年7月11日 (第15回第二部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年7月25日 (第16回第二部会)	・審議